

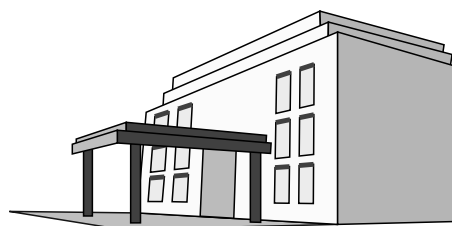
民間賃貸共同住宅建設促進補助制度

優良で低家賃の賃貸住宅の普及と建設を促進し、住宅ストックの確保と定住促進を目的に、賃貸共同住宅（アパート）を建設する方に対し、経費の一部を補助する制度です。

（平成22年3月末まで）

住宅の要件

- ・プレハブを除く1棟2戸以上の新たに建築する住宅で、町水道、水洗便所および車庫または駐車場を完備していること。
- ・居住しようとする者に対し貸し付ける住宅であること。（一親等以内の親族は除く）
- ・対象となる住戸形式（1戸あたり）
 - 1LDK 床面積34㎡以上
 - 2LDK 床面積51㎡以上
 - 3LDK 床面積63㎡以上



補助対象者

- ・町内に居住し住民基本台帳に登録されている個人
- ・町内に所在し町が備える法人台帳に登載されている法人

手続きの流れ

- 事業着手前に事業認定申請書を提出
- 事業認定
- 事業着手
- 工事完了後、1ヶ月以内に実績報告書を提出
- 登記完了後、交付申請書を提出
- 住宅の検査
- 補助金を交付

補助金額

建設施工業者	町内	町外
住戸形式	補助金額（1戸あたり）	
1LDK	60万円	48万円
2LDK	80万円	64万円
3LDK	100万円	80万円

住宅を新築または購入、増築した方に助成しています

持家住宅促進助成制度とは

住宅の新築・購入、増築、中古住宅を購入される方を対象に、費用の一部を町が助成する制度です。

主な資格要件などについて

- 助成を受けようとする方は、事業の事前承認を受けてください。
- 町内に居住している方、または居住しようとする方。
- 新築・購入する住宅に、居間、寝室、台所、玄関、トイレ、浴室などを備えていること。
- 町税を完納している方。
- 助成金の交付決定の翌日から3年以上居住する方。

この他にも資格要件がありますので、詳しくは企画課 企画振興係までお問い合わせください。

民間賃貸共同住宅建設促進補助制度および持家住宅促進補助制度
への申請・お問い合わせ先 企画課 企画振興係 ☎52 2115